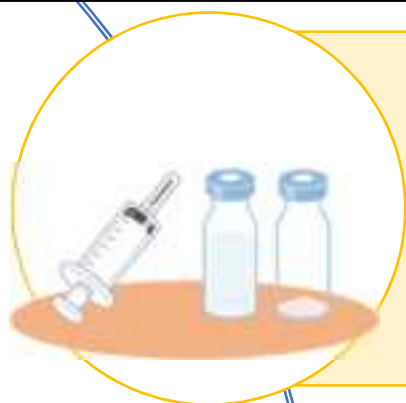


豚熱を発生させないために

豚熱が発生すると農場だけでなく、地域に多大な影響を与えます。ワクチンを過信せず、豚熱発生防止対策をとりましょう。

栃木県の取り組み

飼養豚への予防的ワクチンの適期接種



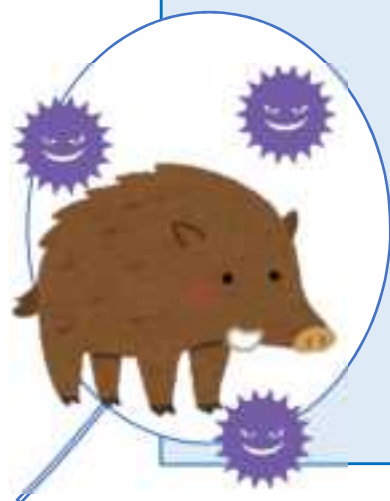
- 検査により農場ごとに接種適期を決定
- 知事認定獣医師制度の導入

飼養衛生管理基準の遵守の助言、指導



- 農場ごとの取り組みを支援・助言
- 消毒用機器の導入補助

野生イノシシ対策



- 捕獲及び死亡した野生イノシシ検査の実施
- 経口ワクチンの散布
- 狩猟者や登山者などへの注意喚起
- 狩猟の強化

ワクチンは適期に打ちましょう



豚熱ワクチンの一斉接種から年月が経ち、母豚の更新などにより、接種に適した日齢が変化しています。今後も、農場の状況に応じて接種日齢を変更させていくことが必要です。

(今後の考え方) これまでと同様に、

接種日齢は農場ごとに検査を実施して決定

します。

(検査の流れ)

採血

- ・年2回以上
- ・家畜防疫員又は知事認定獣医師
- ・現在、と畜場採血も検討中

抗体検査

- ・2種類の検査を目的に応じて使用
エライザ検査と中和検査

適期の推定

- ・子豚の移行抗体量と相関があるため、**母豚の中和抗体価**が重要

相談



○知事認定獣医師制度について

令和3年10月から、子豚への切れ目ない接種を行うため、知事認定獣医師制度を開始しています。家畜保健衛生所の職員ではなく、農場と契約をした民間の獣医師が豚熱ワクチン接種を行うことにより、適期接種できるようにする仕組みです。御興味のある農場は、家保担当者へ御相談ください。

今後、制度改正等によりワクチン接種に新たな方法が追加される見込みです。詳細がわかりましたら、改めて案内させていただきます。

飼養衛生管理基準を遵守しましょう



ワクチンだけでは、豚熱ウイルスが侵入することを防ぐことはできません。まずは、飼養衛生管理基準を遵守し、農場内にウイルスが侵入することを防ぎましょう。

①衛生管理区域に入る前の**手指の消毒と洗浄**

②衛生管理区域**専用の衣服及び靴**の使用

③衛生管理区域に入る**車両の消毒**

④**防護柵**の設置、周囲の草刈り、不要物の除去

⑤豚舎を出入りする際に**手指消毒又は専用手袋**の使用

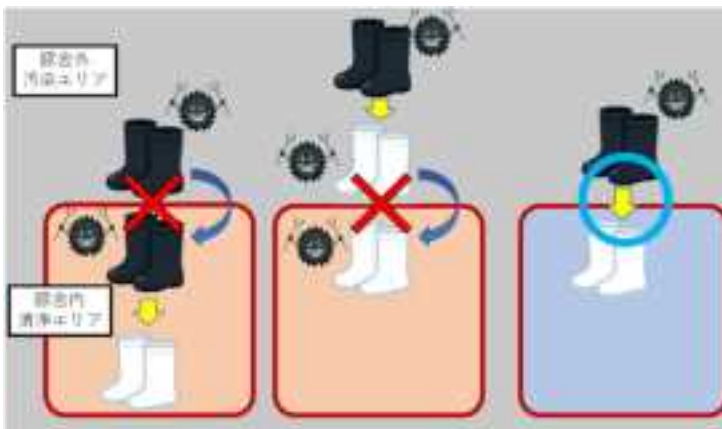
⑥豚舎ごとに**作業着、長靴**の交換

⑦豚舎移動時に使用する**通路・ケージの洗浄・消毒**

⑧豚舎に入る給餌車などの**器具器材の消毒**



例えば、
ジョウロでタイヤ周りを
消毒



⑨**防鳥ネット**の設置、定期点検と修繕

⑩**ねずみや昆虫の駆除**（粘着シートなどの利用）

⑪ねずみなどの侵入防止（**畜舎の破損修繕**）

⑫衛生管理区域の**整理整頓と消毒**

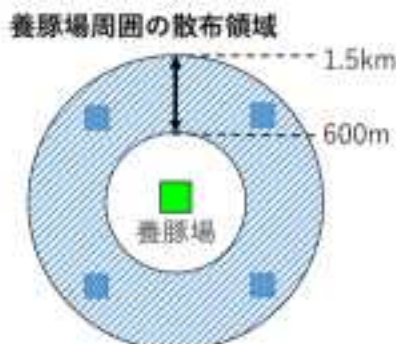


野生イノシシ用経口ワクチン

地上散布と空中散布を行います。地上には、国の方針に基づき養豚場周囲と野生イノシシの移動経路に優先して年4回散布しています。農場周囲の散布場所は、市町にお問い合わせください。



経口ワクチン



養豚場から約600m～1.5km程度の範囲に散布
(600mより近い場合、誘引の可能性が否定できないため散布しない)



散布イメージ

異状を感じたらすぐに家畜保健衛生所へ通報しましょう



豚熱に典型的な臨床症状はあまり見られません。熱中症かも？寒さかも？と思っても、**いつもと違うなと思った時が通報のタイミングです。**

(チェックすべきポイント)

- ① **チアノーゼ（紫斑）**がある
- ② 一つの豚房や豚舎で、**発熱、元気消失、食欲不振**、結膜炎、便秘に続く下痢、異常産などを呈する個体が増えている
- ③ 一つの豚房や豚舎で**死亡数が増えている**、又は、一週間以内に複数の肥育又は繁殖豚が突然死亡している
(通常の死亡数は、豚舎ごとに把握するようにしましょう)

気になる症状がある場合は、管轄の家畜保健衛生所まで連絡ください。

県央家畜保健衛生所

宇都宮市平出工業団地6-8

TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 携帯:090-7205-0895 (夜間・休日)

県南家畜保健衛生所

栃木市惣社町1439-20

TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 携帯:090-7205-1402 (夜間・休日)

県北家畜保健衛生所

那須塩原市千本松800-3

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826 (夜間・休日)